

**地球温暖化への影響の程度であって、フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比率を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件に対する意見募集について**

平成27年3月16日

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

第183回通常国会において、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第39号)が成立したことに伴い、「地球温暖化への影響の程度であって、フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比率を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件(以下「地球温暖化係数を定める告示(経済産業省関係)」といいます。)」の内容について検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見(パブリックコメント)の募集をいたしますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆様からいただきましたご意見につきましては、地球温暖化係数を定める告示(経済産業省関係)の制定に際して参考にさせていただきます。また、いただいた意見は、募集期間終了後、ご意見の概要とそれについての考え方をとりまとめた上で公表する予定です。(いただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。)

**【意見募集要領】**

**1. 意見募集対象**

- ・【資料1】「地球温暖化への影響の程度であって、フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比率を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件」(案)

**2. 資料入手方法**

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室  
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省本館7階)

### 3. 意見募集期間

平成27年3月2日(月)～平成26年3月13日(金)

※郵送の場合は同日必着

### 4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください(なお、電話・FAXでの御意見の提出には対応しかねますので、予め御了承ください)。

○電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Opinion>)の意見提出フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上ご提出ください。

○電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: [gyoumu-ozone@meti.go.jp](mailto:gyoumu-ozone@meti.go.jp)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室宛

※件名を「地球温暖化係数を定める告示(経済産業省関係)」とし、テキスト形式にして送付してください。

○郵送する場合

住所: 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室宛

### 5. 意見記入方法

○別紙の様式(A4用紙)にならい、氏名、連絡先、職業(または所属団体)を必ず明記してください。御意見については、1枚につき1つの意見及び理由(2,000字以内)を御記入ください。また、必ず100字以内の概要を御記入ください。意見を十分把

握させていただくため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入してください。

○御意見の対象となる個所(頁・行など)を明記してください。

○電子メール等を利用して応募される場合は、別紙様式に記入していただく必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。